

## 北海道地方年金記録訂正審議会議事録（第4回総会）

日時：平成30年4月24日（火）15時00分～

会場：年金審査課 第一会議室

### ○事務局（年金審査課長補佐）

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

わたくしは、当審議会の事務局を務めます北海道厚生局年金審査課 課長補佐の曾原と申します。よろしくお願いいたします。

当審議会の会長でありました中田委員の任期が、4月9日で満了しておりますので、新たな会長を選任する必要がございます。

会長選出までの間は、地方年金記録訂正審議会規則第5条により、会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行うこととされていますので、現在、会長代行である増谷委員に議事進行をお願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

総会に入ります前に、まず始めに、北海道地方年金記録訂正審議会委員の任命通知書を交付いたします。

※別室にて任命通知書交付。

### ○事務局（年金審査課長補佐）

今ほど2名の皆様に任命通知書を交付させていただきました。今年度も引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着席させていただきます。

本日、宮元委員におかれましては、事前に所用により欠席の旨、連絡をいただいておりますのでご了承いただきたいと思います。

併せて写真撮影のため、事務局が皆さまの後方等に参りますが、ご了承願います。

本日の議事に先立ちまして、北海道厚生局長の田中よりご挨拶申し上げます。

○北海道厚生局長

北海道厚生局長の田中でございます。

北海道地方年金記録訂正審議会の第4回総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日お集まりいただいた委員の皆様におかれましては、日頃より年金事業の円滑な推進にご理解とご協力いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

また、今年度も引き続き当審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

この年金記録の訂正手続の仕組みは、平成19年度に創設されまして、平成19年度から26年度までは総務省が、そして引き続きまして、平成27年度よりは厚生労働省が担当しております。

昨年度の詳細な結果報告につきましては、このあと担当からご報告させていただきますが、平成29年度の受付、処理状況を簡単に申し上げますと、前年度（平成28年度）からの繰り越し分を含め81件の訂正請求を受け付けました。

このうち、昨年度までに調査を終了した70件について諮問をいたしまして、各部会においてそれぞれご審議いただき、いずれも答申どおり処分決定をいたしております。

さて、今般、公的年金事業運営を担う日本年金機構において、年金からの所得税の源泉徴収事務に関して、事務を委託した外部委託業者が扶養親族等申告書の入力漏れや、入力誤りをしたことから、一部の年金受給者の皆様に正しい源泉徴収額を反映した年金額をお支払いできない事態が生じました。

また、一部の委託業者においては、委託契約の内容に違反して再委託をしていたことが判明しました。

甚だ遺憾なことであり、管理運営責任を負う厚生労働省といたしましても事態を深く、重く受け止めております。

本件については、現在、外部有識者によります調査組織が機構に設置され、一連の問題を検証し、業務委託のあり方等の議論が行われている状況でございます。

北海道厚生局といたしましても、事態を注視し、適切な対処がなされるよう、本省と連携していく所存でございます。

また、昨年は老齢基礎年金に一定の要件のもと加算される振替加算について、主に共済組合の配偶者に支給されるべき振替加算の支給漏れが多数判明いたしまして、機構において対応を行ったところです。

一方で、年金制度の大きな法改正が行われたところであり、年金を受給するために必要な資格期間が「25年」から「10年」に短縮される法律がすでに施行されました。

これにより、平成29年8月1日からは資格期間が10年以上であれば老齢年金を受け取ることができるようになっております。

このように、良くも悪くも、公的年金を巡る国民の皆様のご関心は高まっており、今後

の年金記録の訂正手続きに係る受付件数にも影響があると見込んでいるところです。

ご承知のとおり、年金制度は国民の皆様のご生活に大きな影響を及ぼすものでありまして、この制度の根幹は年金記録の適正な管理ということになります。

我々としていたしましては、今後も国民の皆様から提出された年金記録の訂正請求一つ一つにつきまして、丁寧に調査を行い、公平かつ公正に訂正または不訂正の審査及び審議会の答申を最大限尊重した決定を行う所存でございます。

委員の皆様におかれましては、引き続き国民の皆様から提出をされた年金記録の訂正請求の一つ一つについて、年金記録を訂正すべきか否か、中立的な立場で、またご専門の立場でご審議いただき、公平・公正かつ客観的な判断により答申をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

#### ○事務局（年金審査課長補佐）

続きまして、事務局出席者を紹介いたします。

年金管理官の道躰でございます。

道躰でございます。よろしくお願い申し上げます。

年金審査課長の宮澤でございます。

宮澤です。よろしくお願い申し上げます。

主任年金記録調査官の鎌田でございます。

鎌田です。よろしくお願い申し上げます。

主任年金記録調査官の佐藤でございます。

佐藤です。よろしくお願い申し上げます。

管理係長の近藤でございます。

近藤です。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。なお、局長の田中においては、他の公務が控えておりますので、恐縮でございますが、ここで退席させていただきます。

#### ○北海道厚生局長

申し訳ございませんが、よろしくお願い申し上げます。

※局長退席。

○事務局（年金審査課長補佐）

議事に入る前にお手元の資料の確認をお願いいたします。

「座席表」、「議事次第」に続きまして、「資料1」としまして、

【議題1】 会長の選任について

【議題2】 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について

【議題3】 平成29年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

【議題4】 その他

資料に不足等はございませんでしょうか。

○委員

「不足ありません。」の声あり。

○事務局（年金審査課長補佐）

それでは、これより議事に入ります。増谷会長代行、よろしくをお願いいたします。

○増谷会長代行

ただいまから、北海道地方年金記録訂正審議会第4回総会を始めます。

本日の総会は、審議会運営規則第9条の規程により、特段、個人情報の保護や本審議会の運営に支障をきたす内容が含まれていない議事は公開といたします。

また、事務局が審議会運営規則第12条第1項及び第2項の規程により議事要旨を作成し、会議資料と合わせて北海道厚生局ホームページで公開いたしますのでご了承願います。

併せて、同条第3項の規程により議事録を作成する必要がありますが、本日の会議は議事録作成の都合上、録音させていただきますので予めご了承ください。

このほか、作成した議事録につきましては、同条第4項の規程に基づき、議事録の署名人として、会長のほか2名の委員を会長が指名することとなっております。

このあと、会長の選任後に指名をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の成立についてご報告をお願いいたします。

○事務局（年金審査課長）

年金審査課長の宮澤でございます。

本日の会議は、委員総数6名に対しまして、5名の委員の皆様にご出席をいただいて

おります。

過半数を満たしておりますので、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

#### 【議題1】 会長の選任について

##### ○増谷会長代行

それでは、議題に入らせていただきます。

最初の議題は、「会長の選任について」です。

「資料1」、最初のページをご覧ください。

地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」とされております。

つきましては、この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、ご発言をお願いいたします。

##### ○事務局（年金審査課長）

これまでの実績から増谷委員が適任と考えますがいかがでしょうか。

##### ○委員

よろしいと思います。

##### ○増谷会長代行

ただいま、事務局のほうから私を会長にとの発言がありましたが、他の委員の皆様はいかがでしょうか。

##### ○委員

「異議なし」の声。

##### ○増谷会長

それではご異議なしということで、私、増谷が会長を務めさせていただきます。

一番経験年数が短いと思いますけれども、1年間またよろしく願いいたします。

それでは、2番目の議題に入ります前に、先ほど説明いたしました議事録の署名人について指名させていただきます。

私のほかに、赤塚委員と荒委員を指名しますので、事務局は議事録が整理でき次第、私と赤塚委員、荒委員に送付し、確認の上、署名してもらってください。

赤塚委員、荒委員は、よろしくお願いいいたします。

【議題2】 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について

○増谷会長

それでは、2番目の議題に入ります。

2番目の議題は、「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」です。  
資料1の2枚目をご覧ください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされています。

また、同規則の第6条第2項において、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」、第3項において、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされております。

これより、「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名に関する資料をお配りいたします。

※資料配付

○増谷会長

それでは、ただいま配布いたしました「追加資料」をご覧ください。

まず、会長代行には、星委員を指名いたします。

星会長代行におかれては、委員の改選期等において、会長が欠けている時は会長代行としての職務をお願いいたします。

○星会長代行

はい、分かりました。

○増谷部会長

続いて、「部会に属すべき委員」及び「部会長」を指名します。

第1部会は、赤塚委員、荒委員、星委員、前田委員、宮元委員と私の6名で構成し、部会長は私が兼任いたします。

部会長代理は星委員に兼任をお願いいたします。

第3部会の取扱いにつきましては、後ほど事務局から説明がございます。

「会長代行」、「部会に属すべき委員」、及び「部会長」の指名は以上です。

今後、地方審議会総会の開催及び部会の開催は、必要な都度、私が招集いたします。

委員の皆様におかれては、私のもとで、北海道厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくお願いたします。

【議題3】 平成29年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

○増谷会長

続きまして、議題の3番目、「平成29年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況について」です。

これについて、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（年金審査課長）

それでは、私のほうから議題3についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料1の3ページ、「議題3 平成29年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況について」をご覧ください。

まず、資料の4ページです。

平成19年の総務省第三者委員会から継続した受付件数及び処理件数を載せております。

上段は、年金記録訂正請求書の受付状況でございます。

ご覧のとおり、平成22年度をピークに減少しており、平成27年度の受付件数は141件。平成28年度は68件。平成29年度は70件の受付がございました。

続いて、下段の年金記録訂正処理件数でございますが、こちらも受付件数と同様、平成22年度をピークに処理件数も減少しており、平成27年度は108件。平成28年度は87件。平成29年度は73件でございました。

これを見ますと、受付件数よりも処理件数が上回っている年度がございます。これは、前年度処理できなかったものが、翌年度に繰越し計上されているためでございます。

この平成29年度の処理状況の内訳が、右の表、「北海道厚生局における年金記録訂正処理状況（平成29年度）」となります。

平成29年度は、受付いたしました70件に対して、前年度（平成28年度）からの未処理分の繰越し14件を加え、合計84件が処理の対象となりますが、そのうち処理したものが70件、取り下げが3件、差引き11件（括弧内の数字）が平成30年度への繰越しということになります。厚生年金、国民年金の内訳は、ご覧のとおりです。

合計処理件数70件のうち、一部訂正を含めて19件を訂正決定しております。

全体の訂正率は27.1%で、厚生年金と国民年金の別をみますと、厚生年金のみの訂正率は30.9%、国民年金のみの訂正率は13.3%となり、制度別に見て、国民年金事案の訂正率が低いという傾向にあり、この傾向は前年度と同様です。

次に5ページをご覧ください。

5 ページの上段の棒グラフでございますが、こちらはただいま申し上げました、29 年度の処理状況をグラフ化したものでございます。

次に、この5 ページ下段左側の棒グラフですが、当審議会における不訂正事案と口頭意見陳述の実施状況でございます。

このグラフ上、平成 29 年度口頭意見陳述の実施は5 件ございました。実施率（不訂正処理事案に対する口頭意見陳述の実施割合。）は 10.2%ですが、請求者の希望に対する承認率は 100%です。前年度（1 件、実施率 2.5%）を上回る実績となっております。

続いて、資料 6 ページをご覧ください。

少し細かい表でございますが、これは厚生労働省のホームページで公表されている資料で、厚生労働省に年金記録訂正業務が移りました平成 27 年 3 月以降から平成 30 年 2 月末までの、各厚生局別の累計の受付・処理件数です。各厚生（支）局、分室ごとに、上から順に国民年金、厚生年金、脱退手当金、合計となっております。

直近のデータは平成 30 年 2 月末時点でございますので、ただいまご説明いたしました当局的平成 29 年度末の数値とは符号いたしませんので、ご了承ください。

この資料を見ていただきますと、全国的にも厚生年金の事案件数が多くなっていることが見てとれるかと思えます。

資料にはございませんが、参考まで、全国平均の全体の訂正率は 51.8%で、最も訂正率が高いのは東海北陸厚生局の 60.7%、最も訂正率が低いのは四国厚生支局の 28.5% となっております、当局は 39.4%で、全国 11 の局・分室中、下から 4 番目の数値となっております。

訂正率は北海道・東北・四国・九州地区の 4 地区が全国的に低い傾向にあると言えます。

次に資料は用意しておりませんが、北海道における平成 29 年度の訂正請求について、請求内容別に分類をしてみました。

先ほどご説明しましたとおり、国民年金は 15 件の処分決定がありましたが、ほとんどが国民年金保険料の納付に関するものでございます。

また、厚生年金は 55 件の処分決定がありますが、そのうち脱退手当金に関するものが 3 件ございました。それから被保険者期間に関するものが 23 件、賞与に関するものが 25 件、標準報酬相違が 4 件となっております、賞与事案が過半数近くを占めております。

まだ平成 29 年度の全国平均のデータは出ておりませんが、平成 28 年度の全国平均データによりますと、厚生年金では、賞与に関する事案が 65%を占めております。

ちなみに、平成 28 年度の北海道の賞与事案の占める割合は 38%で、年々賞与事案が増加していることがうかがえます。

国民年金事案では、全国的に見ましても北海道と同様、国民年金保険料の納付に関するものがほとんどを占めています。

それから、部会の開催実績ですが、資料 5 ページにお戻りいただきまして、右上の青



い色でくくった表でございます。その2段目をご覧ください。

当審議会における平成29年度の部会開催数は、合計27回でございます。1回平均審議件数は2.89件となっております。

ここで、当審議会における第3部会の取り扱いについてお話しいたします。

訂正請求の受付件数が減少し、審議する事案件数が減ったことから、ご承知のとおり昨年度、第2部会を休会することとなったわけでございます。

その後も審議件数が全国的に減少傾向にあることから、他の厚生局も部会数及び委員数を減らす方向にあります。

本年度はほとんどの厚生局におきまして体制を縮小しております。

当局も昨年までの2つの部会を維持した場合、標準処理期間もございまして、1件のみの審議のために、お忙しい委員の皆様方に集まっていただくことにもなりかねず、また各部会の毎月の開催も危ぶまれることが危惧されます。

また、本省年金局も、1回の部会で審議する件数を3件程度と想定しておりまして、部会運営のさらなる効率化を図る観点から、平成30年度は第2部会に加えて、第3部会を休会とし、併せて部会委員数も減員となった次第でございます。

平成30年度は、1部会、委員6人体制で、隔週開催を基本として、効率的に審議会を運営していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

現在のところ、法律改正による受給資格期間短縮、受給資格期間が10年に短縮になりましたが、この影響は少ないようではあります。今後の受付件数及び審議件数の増加も十分に考えられます。

審議会運営規則第4条で「審議会に、3以内の部会を置くことができる。」との規定はそのままです。今後の訂正請求件数の変動によっては、体制の変更（複数部会の再開）を行いたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○増谷会長

ありがとうございました。

それでは委員の皆様から、何かご質問・ご意見がございましたらお願いします。

○委員

(質問の声なし。)

○増谷会長

特にご質問等がなければ、次の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員  
はい。

【議題4】 その他

○増谷会長

それでは、続きまして次の議題に入ります。

次の議題は、「その他」についてです。

ここからの議事については、本審議会内の事務手続や運営に関する会長又は部会長の意思決定にかかわるルールが含まれています。

従って、これらを公開すると本審議会の運営に支障が生じる懸念があるものと認め、議事及び資料は「非公開」といたします。

《以後非公開》